第七条の二中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、第三章中同条を第七条の四とし、第七条の次に次の二条を加える。

（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設）

第七条の二　法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号、第十二号、第十三号の二及び第十四号に掲げるものとする。

（再生利用に係る変更の認定等）

第七条の三　第五条の四から第五条の六までの規定は、法第十五条の四の二第一項の認定について準用する。

第二十二条を削り、第二十一条の二を第二十二条とする。

附則第二条第二項中「第六条第一項第三号（第三条第三号ロに係る部分に限る。）の規定は」を「第六条第一項第三号ホの規定は、平成十一年六月十六日までは」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「汚でい」を「汚泥」に改め、「生じたもの」の下に「、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号イ(1)に規定する廃容器包装」を加え、同項第四号中「及び廃PCB等」を「、廃PCB等」に改め、「以下同じ。）」の下に「及びPCB処理物（同号ハに規定するPCB処理物をいう。以下同じ。）」を加え、同項第五号中「第六条第一項第三号リ」を「第六条第一項第三号ヲ」に、「同号ハ、ニ及びリ」を「同号ヘ、ト及びヲ」に、「第六条の四第一項第三号カ」を「第六条の四第一項第三号ヨ」に、「同号ル、ヲ及びカ」を「同号ヲ、ワ及びヨ」に改め、同項第六号中「同号レ」を「同号ソ」に改め、同項第七号中「及びPCB汚染物」を「、PCB汚染物」に改め、「いう。）」の下に「及びPCB処理物」を加え、「第六条の四第一項第三号チ又はリ」を「第六条の四第一項第三号チからヌまで」に改め、同項第十号中「第六条第一項第三号ル」を「第六条第一項第三号レ」に改め、同項第十一号中「第二条の四第五号ホ」を「第二条の四第五号ヘ」に、「第六条の四第一項第二号ニ」を「第六条の四第一項第二号ト」に、「第六条第一項第三号ヲ」を「第六条第一項第三号ナ」に、「同項第三号ヌ」を「同項第三号ル」に改め、同条第二項第一号中「廃棄物処理令」の下に「第六条第一項第三号ハ(1)、(3)及び(5)並びに」を加え、同項第二号中「廃棄物処理令」の下に「第六条第一項第三号ハ(2)及び(4)並びに」を加え、同項第三号中「第六条の四第一項第三号ヨ」を「第六条第一項第三号カ及び第六条の四第一項第三号タ」に改め、同条第三項の表第二号上欄及び同表第三号上欄中「廃棄物処理令」の下に「第六条第一項第三号ハ(4)及び」を加える。

（地方公共団体手数料令の一部改正）

第三条　地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七十七号の七中「十一万円」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円」に改め、同項第七十七号の八中「構造又は規模の」を削り、「一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料」を「一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料」に、「十万円」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十万円」に改め、同項第七十九号の九中「十二万円」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十四万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円」に改め、同項第七十九号の十中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に改め、「構造又は規模の」を削り、「産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料」を「産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料」に、「十一万円」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第四条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法別表第二第六号に規定する政令で定める一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の五の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係る同法第八条第一項（一般廃棄物処理施設）に規定する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の四（再生利用に係る変更の認定）の変更の認定に係る同項に規定する一般廃棄物処理施設を含む。）とする。

5　法別表第二第六号に規定する政令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の二第一項（再生利用に係る特例）の認定に係る同法第十五条第一項（産業廃棄物処理施設）に規定する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三（再生利用に係る変更の認定等）において準用する同令第五条の四の変更の認定に係る同項に規定する産業廃棄物処理施設を含む。）とする。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第八条第一項、第二項及び第四項」を「第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第八条の五第四項」に、「第九条の三第一項から第三項まで、第五項及び第六項」を「第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで」に、「第十二条の三第四項、第十二条の四」を「第十二条の三第五項、第十二条の四第六項、第十二条の五」に、「第十五条第一項、第二項及び第四項、第十五条の二」を「第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第一項、第二項及び第四項、第十五条の二の三、第十五条の二の四」に、「第十九条の五第一項及び第三項」を「第十九条の五第一項及び第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項及び第三項」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号ハ中「処分」の下に「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定」を加え、同号ニ中「者」の下に「（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）」を加える。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第七条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第八条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項及び第三十二条の八第一項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第九条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表(三)項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に改め、「第九条の三第一項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第九条の三第二項若しくは第五項」を「第九条の三第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第九項」に改める。